

Weekly コラム

令和4年12月13日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

免税事業者等からの 仕入れに係る経過措置

はじめに

令和5年10月1日からインボイス制度の導入により、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者、以下「免税事業者等」といいます）からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除ができなくなります。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても仕入税額控除が認められる経過措置（以下単に「経過措置」といいます。）が導入されます。

本稿では、この経過措置の概要と実務上の留意点について解説します。

I 経過措置の概要

1 令和8年9月30日までの経過措置

事業者（免税事業者を除きます。以下同じ）が令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に国内において免税事業者等から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、その課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に80%を乗じて算出した額が課税仕入れに係る消費税額の対象とされます（平成28年改正法附則52①）。

2 令和11年9月30日までの経過措置

事業者が令和8年10月1日から令和8年9月30日までの間に国内において免税事業者等から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、その課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に50%を乗じ

て算出した額が課税仕入れに係る消費税額の対象とされます（平成28年改正法附則53①）。

II 用語の定義

1 一定の事項が記載された帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要とされます。なお、具体的な記載事項は、次に掲げるとおりとされます。

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨

④課税仕入れに係る支払対価の額

2 一定の事項が記載された請求書等

区分記載請求書等保存方式の記載事項（電磁的記録を含みます。）に加え、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要とされます。なお、具体的な記載事項は、次に掲げるとおりとされます。

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）（注）

④税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額（注）

- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
（注）適格請求書発行事業者以外の者から受領した請求書等の内容について、上記③かっこ書きの「資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨」及び上記④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められます。

おわりに

経過措置の適用を受ける場合には、帳簿の摘要欄に「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載が必要とされます。具体的な帳簿への記載は、①個々の取引ごとに「80%控除対象」又は「免税事業者からの仕入れ」と記載する方法、②経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」と表示する方法等とされます(インボイス Q&A 問 89)。なお、会計事務所が使用している会計ソフトでは、各社独自の記号・番号等を用いた対応が行われるでしょう。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。